

学生に対するハラスメント 防止ガイドライン

このガイドラインは、ハラスメントを防止するために本学すべての構成員(学生・教職員)が認識すべき事項およびハラスメントに起因する問題が生じた場合において望まれる対応等について定めるものです。このガイドラインにより、ハラスメントの定義、ハラスメント防止の理由と目的を明らかにし、相談窓口の設置、ハラスメントの対応と措置の手続等を定め、相談することによる不利益扱いの禁止、関係者のプライバシー保護、研修や教育を通じた予防・啓発の促進に努めます。

なお、このガイドラインで使用される用語の定義は、このガイドラインに特段の明示がない限り、「学生に対するハラスメント防止委員会規程」と同一とします。

1. 対象範囲

このガイドラインは、本学に在学中の学生を対象とします。ただし、卒業・退学等により本学の学生でなくなった者でも、在学中に起きたハラスメントであれば、籍を失った日から1年以内に限り対象とします。

2. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、教育・研究・修学のあらゆる場面において、相手の意に反して行われる不快な言動を指します。

ハラスメントは、行為者本人が意識していない場合でも成立します。ハラスメントは、学生と教職員との間のみだけでなく、学生同士においても成立します。また、男性から女性に対してなされるのみだけでなく、女性から男性へ、そして同性同士でも成立します。

ハラスメントには、性的な言動によるセクシャル・ハラスメント、勉強・教育・研究に関連する言動によるアカデミック・ハラスメント等があります。なお、言動だけでなくインターネットのブログや掲示板への書き込みにより他人を傷つけることもネット上のハラスメントとして考えられます。

(1) セクシャル・ハラスメント：

相手を不快にさせる性的言動により、相手に精神的、身体的な苦痛や困惑を与えること。

(2) アカデミック・ハラスメント：

教員等の権威的地位にある者が、その職務を逸脱して不適切な言動、指導を行い、学生に精神的、身体的な苦痛や困惑を与えること。

(3) ネット上のハラスメント：

学生専用サイト等で誹謗・中傷・流言を行い、相手に精神的、身体的な苦痛や困惑を与えること。

(4) その他：

上記以外のハラスメント

3. ハラスメントの対応

学生からのハラスメントに関する相談に対応するため、学内および学外にハラスメントの相談窓口を設置し、相談員（学外相談員は、委員会による任命の対象外、以下同じ。）、委員会および関係諸機関（人事審議会、人事所管部署、教授会が含まれ、以下同じ。）によって、適切に対応します。

4. ハラスメント相談窓口

ハラスメントの相談は、学内および学外の窓口において相談員が対応します。直接の被害を受けた学生に限らず、被害の相談を受けた学生、ハラスメントを目撃した学生も相談できます。相談を希望する学生は、電話、メール、書簡、ビデオ通話などで受け付けます。

5. ハラスメント申立て

- (1) 学生は、ハラスメントの問題解決を委員会に求めることができます。ハラスメントの申立ては相談員へ申告することで成立します。
- (2) ハラスメントの申立てを受けた相談員は、学生への聞き取りを通じて報告書を作成し、委員会に提出します。委員会は、申立て内容に関する審議を行います。
- (3) 学生は、自らの申立てを取り下げることができます。
- (4) 委員会は、「2. ハラスメントの定義」に定める内容に照らし、申立てが明らかにハラスメントには該当しない場合、相談員を通じて学生に通知することで、申立てを不受理とすることができます。

6. 委員会による対応

委員長は、相談員から報告された内容に関して、委員会を必要に応じて招集し、その対応策と事案に関する調査の必要性を検討します。この場合、当事者および関係者の名誉やプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう最大限の注意を払います。

委員会が、事実確認、調査を実施し、処分の可否を調査結果報告書にて関係諸機関へ上申します。処分の決定は、就業規則、学則等に則り関係諸機関が決定します。委員会は、学生へ処分結果とともに再発防止のための対策を報告します。

7. 不利益取り扱いの禁止

ハラスメントの相談、相談にかかる調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをすることを禁止します。

8. 守秘義務

ハラスメントの相談に関係した者は、当事者および関係者の名誉やプライバシーを侵害することのないよう、また、本人の同意や承諾がない限り、知り得た個人情報等について守秘義務

を負います。

9. 虚偽の禁止

ハラスメントに関する調査過程において、虚偽の証言を禁止します。虚偽の証言をした者は、法律や就業規則、学則等により処分されることがあります。

10. ハラスメントの防止・啓発活動

本学は、このガイドラインに則り、快適な教育・研究・修学環境を維持し、これを阻害するようなハラスメントの防止・対策に努め、本学すべての構成員に対して、啓発活動を行います。

附 則

- 1 このガイドラインは、2011年9月16日から施行します。
- 2 このガイドラインは、2014年4月18日から施行する。